
◎報告第3号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第9、報告第3号 専決処分の報告についてを議題に供します。
提出者からの説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 報3-1をお開きください。報告第3号専決処分の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月27日提出。白老町長。

次に、報3-2をお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（昭和20年条例第51号）第8条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和34年条例第12号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

附則。

（施行期日）

1 この条例は平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に、報3-3ページ議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。改正の内容につきましては、報3-4の次のページの報告第3号説明資料でご説明させていただきます。3月会議の中で3月13日開催の全員協議会におきましてこの専決処分をさせていただく内容につきましては、既にご説明しておりますが資料で若干説明させていただきます。改正内容につきましては、改正前と比較して課税限度額81万円から85万円に4万円引き上げられたということで内訳につきましては記載のとおりでございます。対象でございますが国保に加入している約3,900世帯のうち、57世帯と見込んでおります。世帯状況にもよりますが3人世帯で課税所得が915万円以上の世帯について限度額の85万以上に該当する見込みであります。改正後の国保税の収入でございますが合計で総額98万6,000円の増額を見込んでおります。内訳につきましては記載のとおりでございます。以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第3号はこれをもって報告済みといたします。